

地下水揚水施設届出書について

地下水揚水施設（井戸）の設置を計画している方は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例 以下「条例」 第134条第4項）に基づき届出が必要となります。必要書類を添付の上、環境課にご提出をお願いします。

1 届出対象者

出力ポンプを使用する全ての地下水揚水施設（ただし、一戸建ての住宅において家事用のみに使用する場合は井戸ポンプの出力が300Wを超えるもの）の設置を計画している方。

※工場内に設置される場合や指定作業場に該当する場合には、工場認可申請や指定作業場届出が必要です。

2 届出期限

井戸設置工事予定の30日前までに提出してください。

※側管及びポンプ設置時に立会いをしますので必ず事前に届出を行ってください。

3 届出提出先

環境部環境課指導係（北棟3階10番窓口）

※届出書の提出部数は、図面などを含めて**正副2部**です。

4 提出書類

・必要書類

- ①地下水揚水施設設置（変更）届出書（条例施行規則第36号様式）
- ②地下水揚水施設の構造等（別紙）

・添付書類

- ①近隣図（半径50m以内の建物用途がわかる地図）
- ②配置図（敷地図に井戸のある場所を図示したもの）
- ③井戸の構造図
- ④給水系統図（地下水がどのような用途で使用されているのかがわかるフロー図）
- ⑤揚水機のカタログ
- ⑥水量測定器のカタログ
- ⑦水位計のカタログ（設置する場合）

※図面等はコピーで結構です。

※井戸完成後、地質柱状図と電気検層図は作成する場合には、別途提出してください。

ご不明な点があれば環境課へお問い合わせください。

なお、条例で年1回の揚水量報告が義務化されています。**1月～12月の揚水量を翌年の1月に報告してください。（毎年必要となります。）**

また、ストレーナーを変更する時やポンプを取り換える時などには、条例第134条第5項に基づき届出が必要となりますので事前に区と協議してください。

【問合せ先・届出先】

江戸川区環境部環境課指導係
〒132-8501 江戸川区中央 1-4-1
TEL 03-5662-1995（直通）

第36号様式（第72条関係）

<p style="margin: 0;">設置</p> <p style="margin: 0;">地下水揚水施設 届出書 変更</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">○年○月○日</p> <p style="margin: 0;">江戸川区長殿</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">住所 江戸川区中央〇-〇-〇 株式会社エドガワ中央ビル 氏名 代表取締役 〇〇〇〇 TEL.03-5662-1995 <small>(法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</small></p> <p style="margin: 0;">都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第134条 第4項 の規定により、次のとおり届け出ます。 第5項</p>					
揚水施設の所在地	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">事業場等の名称</td> <td style="padding: 5px;">エドガワ中央ビル</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">住所</td> <td style="padding: 5px;">江戸川区中央〇-〇-〇</td> </tr> </table>	事業場等の名称	エドガワ中央ビル	住所	江戸川区中央〇-〇-〇
事業場等の名称	エドガワ中央ビル				
住所	江戸川区中央〇-〇-〇				
業種・作業の種類	事務所ビル				
地下水揚水施設の構造等	別紙のとおり				
※受付欄					

井戸を設置している場所の名称（個人宅の場合は個人名）を記入して下さい。

井戸の設置してある住所を記載して下さい。

作業の種類は、事業場での主な作業を記入して下さい。個人宅の場合は、「個人」と記入して下さい。

備考 1 ※印の欄には記入しないこと。

2 「地下水揚水施設の構造等」の欄の別紙は、施行規則別記第7号様式の別紙7を使用すること。

揚水施設が2本以上ある時には、井戸の名称や番号を記入して下さい。

別紙

地下水揚水施設の構造等		
揚水施設	名称又は番号	1号井戸
	設置・変更(予定)年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
	さく井年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
	深度(地表面下m)・側管口径(mm)	深度 100m、側管口径 150mm
	ストレーナーの位置(地表面下m)	85m～ 95m、 m～ m m～ m、 m～ m
揚水機	種類・名称・型式	〇〇〇製 深井戸用水中ポンプ AX〇〇-〇
	原動機の出力・揚水能力	1.1 kw 25 L/分
	吐出口断面積	4.9 cm ²
水量測定器	種類・名称・型式	羽根車式 〇〇〇 ABC〇〇-〇型
	検定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
地下水位	計測方法(計器名称)	フロート式 (〇〇型〇〇計)
	静止水位、揚水水位(地表面下m)	静止水位 30 m、 揚水水位 40 m
地下水揚水量		6 m ³ (1日平均)
地下水の用途		散水用
施設数、吐出口断面積の合計、地下水揚水量の合計		
変更前	施設数、吐出口断面積の合計	1 本 4.9 cm ²
	地下水揚水量の合計	6 m ³ (1日平均)
変更後	施設数、吐出口断面積の合計	本 cm ²
	地下水揚水量の合計	m ³ (1日平均)
揚水施設担当者		〇〇課 江戸川一郎
所属、氏名、電話番号		電話 03-5662-1995

揚水機の設置予定日付を記入して下さい。

さく井の予定日付を記入して下さい。

井戸の深度、側管口径を記入して下さい。

ストレーナーが2ヶ所以上ある時は、浅い順に記入して下さい。

上置ポンプか水中ポンプかを明示して下さい。

下水道局の時間計が設置予定場合は「時間計」と記載して下さい。

静止水位は、揚水機使用開始前の水面までの深さ、揚水水位は、揚水機使用中の水面までの深さを記入して下さい。

地下水の用途をすべて記載して下さい。

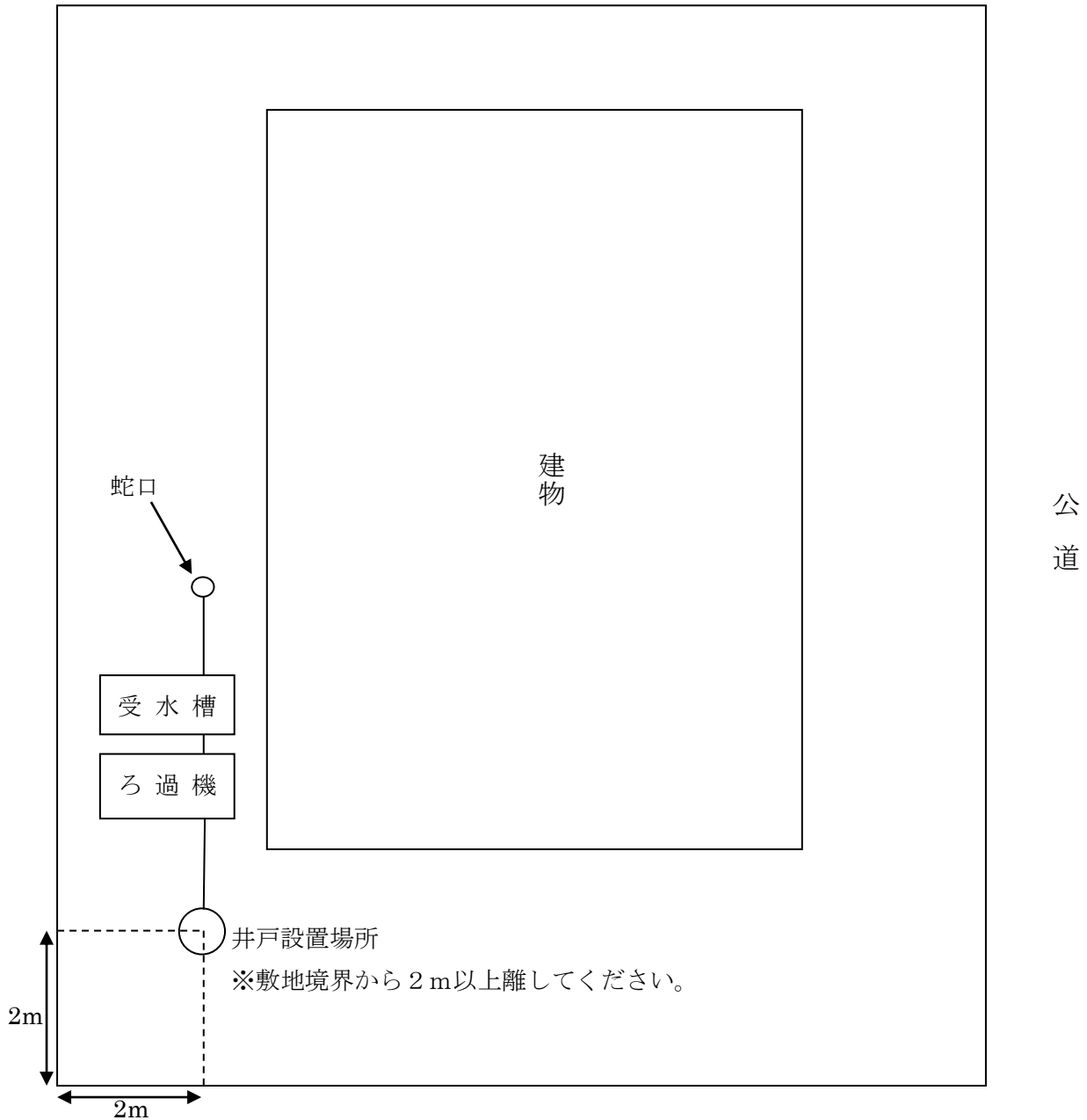
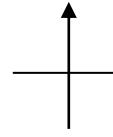
ポンプ入れ替えの場合は、入れ替え前の「揚水施設の本数」、「吐出口断面積」、「揚水量合計」を記載してください。

- 備考 1 必要に応じ図面を添付のこと。
 2 複数の揚水施設の設置(変更)の場合は、地下水揚水施設の構造等について、揚水施設別に作成のこと。ただし、「施設数、吐出口断面積の合計、地下水揚水量の合計」の欄については、1枚日に記入し、2枚日以降には記入しないこと。
 3 完成後、地質柱状図・電気検層図、及び揚水試験を実施したときはその報告書の写しを提出すること。

注：ストレーナーとは、井戸の側管の集水口のことです。

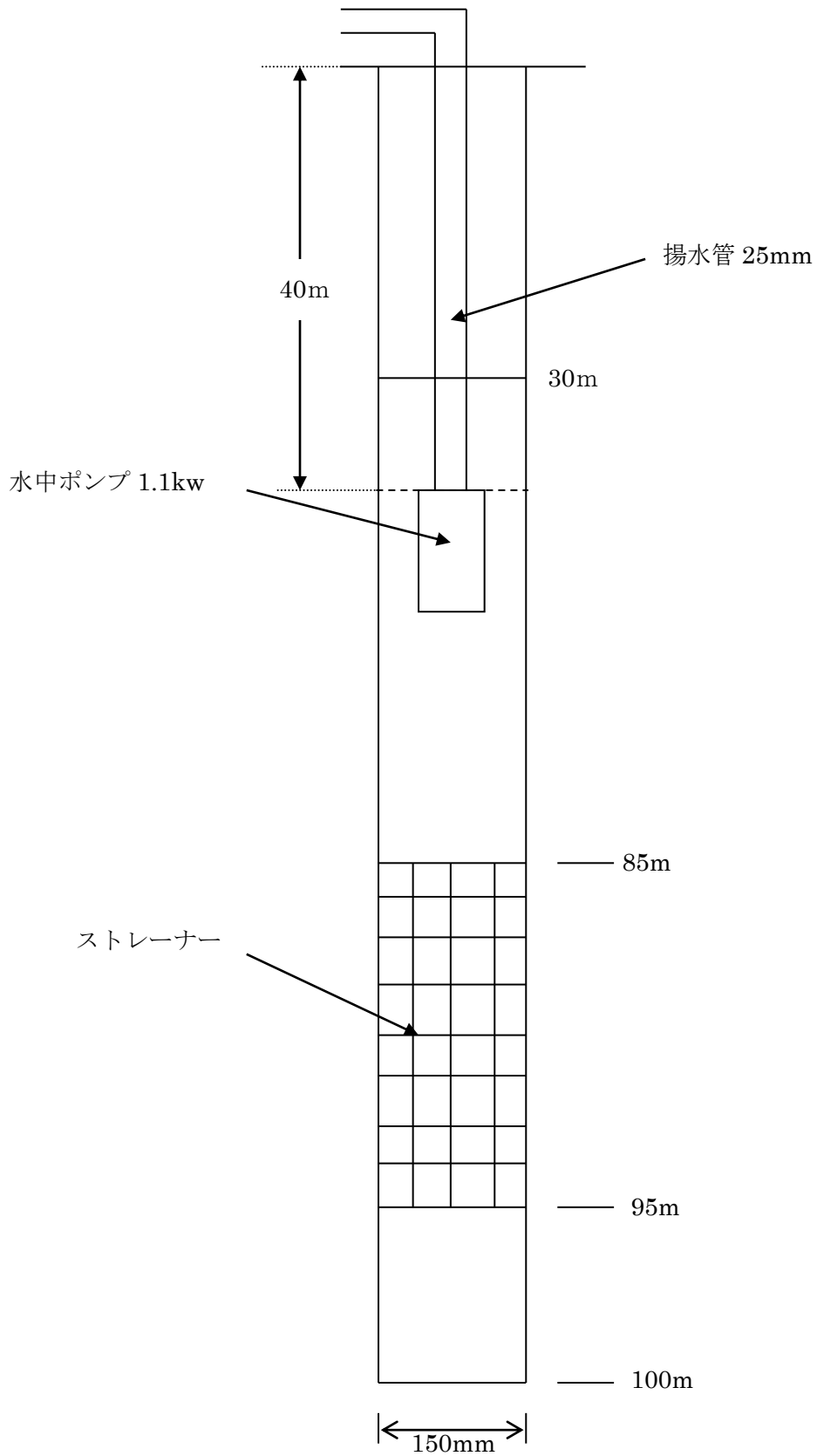
② 配置図 (例)

敷地のどこに井戸があるのか図示して下さい。

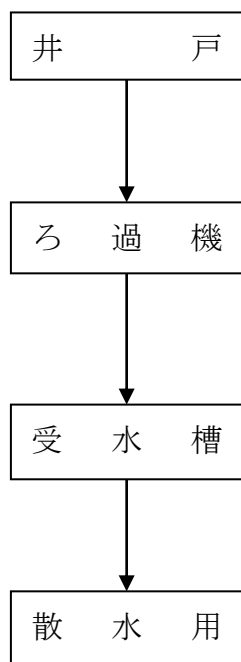


③ 井戸構造図 (例)

設置している井戸がどのような構造をしているのかわかるものを添付して下さい。



④ 給水系統図 (例)



汲み上げた地下水をどのような用途で使用しているのかわかるフロー図や配管図等を添付して下さい。

記載例を参考に、必要書類及び添付書類の作成をお願いします。
提出書類について不明な点があれば、環境課へお問合せ下さい。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

（地下水の揚水施設の構造基準及び揚水量の制限）

第76条 地盤沈下の防止の対策が必要な地域として規則で定める地域内において、工場又は指定作業場を設置している者は、地下水の利用を目的として、地下水を揚水するための揚水施設（動力を用いて地下水を揚水するための施設であって規則で定める規模以上の施設に限る。以下同じ。）を設置するときは、当該工場又は指定作業場内にある揚水施設の揚水機の吐出口の断面積（当該工場又は指定作業場内にある揚水施設の揚水機の吐出口が2以上となる場合は、すべての吐出口の断面積の合計。以下この条において同じ。）の上限を21c㎡とし、揚水機の吐出口の断面積が6c㎡を超える場合はストレーナーの位置を、揚水機の吐出口の断面積が6c㎡以下の場合は揚水機の出力を規則で定める基準に適合させなければならない。

- 2 前項に規定する揚水施設のうち揚水機の吐出口の断面積が6c㎡以下の揚水施設で、地下水を揚水する者は、規則で定める揚水量を超えて地下水を揚水してはならない。
- 3 次の各号に掲げる揚水施設については、前二項の規定は、適用しない。
 - 一 工業用水法（昭和31年法律第146号）第3条第1項に規定する政令で定める地域において同項の規定による許可の対象となる井戸及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和37年第100号）第4条第1項に規定する政令で定める地域において同項の規定による許可の対象となる揚水設備
 - 二 温泉法（昭和23年法律第125号）第11条第1項の規定による許可の対象となる動力装置を有する揚水施設
 - 三 水道法（昭和32年法律第177号）第6条第1項の規定に基づき水道事業経営の認可を受けた者が設置する揚水施設
 - 四 公衆浴場（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場をいう。以下同じ。）で、浴室の床面積の合計が150平方メートル以下のものに設置される公衆浴場の用に供する揚水施設
 - 五 河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、又は準用される河川の河川区域内の地下水の揚水施設
 - 六 非常用災害用等公益上必要と知事が認める揚水施設
 - 七 地下水に代えて他の水源を確保することが困難であると知事が認める場合に設置する揚水施設

（揚水量の測定等）

第97条 都内（島しょ地域に存する町村の区域を除く。第135条において同じ。）において工場又は指定作業場を設置している者は、規則で定める規模以上の揚水施設により地下水を揚水するときは、規則で定めるところにより、水量測定器を設置し、地下水の揚水量を記録し、及び知事に報告しなければならない。ただし、工事等に一時的な揚水であると知事が認める場合は、この限りでない。

（地下水使用合理化のための施設の改善勧告等）

第101条 知事は、揚水施設（工場又は指定作業場以外において設置されているものを含む。）で規則で定める規模以上のものを設置している者が、地下水の揚水の目的、代替水の供給の状況等により、地下水の使用を合理化し、若しくは地下水の揚水に代えて工業用水道若しくは水道により水の供給を受けることが適当であると認めるとき、又は雨水を利用することが適当であると認めるときは、当該揚水施設を設置している者に対し、施設等を改善し、地下水の揚水を代替水に転換することを勧告することができる。

（地下水の揚水施設の構造基準及び揚水量の制限）

第134条 何人も、第76条の規定が適用される場合を除き、地盤沈下の防止の対策が必要な地域として規則で定める区域内において、地下水の利用を目的として、地下水を揚水するための揚水施設

設を設置するときは、当該揚水施設を設置する敷地内にある揚水施設の揚水機の吐出口の断面積(当該揚水施設を設置する敷地内にある揚水機の吐出口が2以上となるときには、すべての吐出口の断面積の合計。以下この条において同じ。)の上限を 21 c m^2 とし、揚水機の吐出口の断面積が 6 c m^2 を超える場合はストレーナーの位置を、揚水機の吐出口の断面積が 6 c m^2 以下の場合は揚水機の出力を規則で定める基準に適合させなければならない。

- 2 前項に規定する揚水施設のうち揚水機の吐出口の断面積が 6 c m^2 以下の揚水施設で、地下水を揚水する者は、規則で定める揚水量を超えて地下水を揚水してはならない。
- 3 次の各号に掲げる揚水施設については、前二項の規定は適用しない。
 - 一 工業用水法第3条第1項に規定する政令で定める地域において同項の規定による許可の対象となる井戸及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律第4条第1項に規定する政令で定める地域において同項の規定による許可の対象となる揚水設備
 - 二 温泉法第11条第1項の規定による許可の対象となる動力装置を有する揚水施設
 - 三 水道法第6条第1項の規定に基づき水道事業経営の認可を受けた者が設置する揚水施設
 - 四 公衆浴場で、浴室の床面積の合計が 150 平方メートル以下のものに設置される公衆浴場の用に供する揚水施設
 - 五 河川法が適用され、又は準用される河川の河川区域内の地下水の揚水施設
 - 六 非常用災害用等公益上必要と知事が認める揚水施設
 - 七 地下水に代えて他の水源を確保することが困難であると知事が認める場合に設置する揚水施設
- 4 第76条の規定が適用される場合を除き、地下水の揚水施設を設置する者は、規則で定めるところにより、揚水機の吐出口の断面積、ストレーナーの位置、揚水機の出力等を知事に届け出なければならない。
- 5 第76条の規定が適用される場合を除き、揚水施設の揚水機の吐出口の断面積、ストレーナーの位置、揚水機の出力を変更しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 6 第1項の規定は、前項の届出を行ったものについて準用する。

(揚水量の測定等)

第135条 何人も、第97条の規定が適用される場合を除き、都内において規則で定める規模以上の揚水施設により地下水を揚水するときは、規則で定めるところにより、水量測定器を設置し、地下水の揚水量を記録し、及び知事に報告しなければならない。ただし、工事等で一時的な揚水であると知事が認める場合は、この限りでない。

(雨水の地下への浸透の促進)

- 第141条 知事は、地下水の保全を図るため、雨水を地下へ浸透させるための指針(以下「雨水浸透指針」という。)を定め、公表するものとする。
- 2 規則で定める規模以上の揚水施設を設置する者は、雨水浸透指針に基づき、雨水浸透施設の設置等雨水浸透を推進するための措置を講じるよう努めなければならない。

(地下水の揚水量の減少勧告)

第145条 知事は、渇水等による地下水位の著しい低下により、地盤沈下の発生等生活環境に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、規則で定める規模以上の揚水施設を設置する者に対し、規則で定めるところにより、地下水の揚水量を減少することを勧告することができる。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則

(地下水の揚水施設の構造基準及び揚水量の制限)

- 第29条 条例第76条第1項及び第134条第1項に規定する規則で定める地域及び規則で定める基準は、別表第8の上欄に掲げる地域の区分及び中欄に掲げる吐出口の断面積による区分に応じ、下欄に掲げる構造基準とする。
- 2 条例76条第1項、第97条、第101条、第135条、第141条第2項及び第145条に規定する規則で定める規模以上の揚水施設は、一戸建ての住宅において家事の用のみに供するものにあつては、揚水機の出力が300ワットを超える揚水施設、その他のものにあつては全ての用水施設とする。
- 3 条例第76条第2項及び第134条第2項に規定する規則で定める揚水量は、1日当たりの揚水量が、最大20m³以下であり、かつ、月平均で10m³以下であることとする。

(揚水量の測定等)

- 第45条 条例第97条及び第135条の規定により設置すべき水量測定器は、羽根車式、電磁式、差圧式若しくは渦流式の水量測定器又は知事がこれらと同等以上の能力を有すると認める水量測定器のうち、揚水施設の構造、水量、水圧等に応じてもっとも適切なものとする。
- 2 条例第97条及び第135条の規定による地下水の揚水量の記録は、揚水を行った日ごとに行うものとする。
- 3 条例97条及び第135条の規定による地下水の揚水量の記録の報告は、毎年1回、別記第18号様式による地下水揚水量報告書によらなければならない。

(地下水の揚水施設の設置又は変更の届出)

- 第72条 条例第134条第4項及び第5項に規定する届出は、別記第36号様式による地下水揚水施設設置(変更)届出書によらなければならない。

(地下水の揚水量の減少勧告)

- 第74条 条例第145条の規定による地下水の揚水量の減少勧告は、著しい地下水位の低下により、相当広範囲に及ぶ地盤沈下が生じ、又はそのおそれが認められる場合に、地下水の用途等に応じ、揚水量の減少すべき量及び期間を定め、行うものとする。

別表第8 地下水の揚水施設の構造基準（第29条、第72条関係）

地域の区分	吐出口の 断面積による区分	揚水施設の構造	
		ストレーナーの位置 (地表面下単位メートル)	揚水機の出力 (単位 キロワット)
1 足立区（荒川左岸の地域に限る。）、葛飾区及び江戸川区（荒川左岸の地域に限る。）の地域	6 c m ² 以下	—	2.2以下
	6 c m ² を超え、21 c m ² 以下	650以深	—
2 墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区（荒川右岸の地域に限る。）、江戸川区（荒川右岸の地域に限る。）の地域	6 c m ² 以下	—	2.2以下
	6 c m ² を超え、21 c m ² 以下	550以深	—
3 千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、武蔵野市、三鷹市、小金井市、小平市、東村山市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市及び西東京市の地域	6 c m ² 以下	—	2.2以下
	6 c m ² を超え、21 c m ² 以下	500以深	—
4 品川区、目黒区、大田区、世田谷区、八王子市、立川市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、日野市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、多摩市、稲城市、あきる野市、羽村市、西多摩郡瑞穂町及び同郡日の出町の地域	6 c m ² 以下	—	2.2以下
	6 c m ² を超え、21 c m ² 以下	400以深	—

別記様式省略